

よくいただくご質問（追加納付について）

■ どうして8月分の介護保険料の誤徴収が発生したのですか。

本来8月分から変更になるはずのデータを誤って作成したため、お知らせした金額と異なる金額を徴収することとなりました。申し訳ありませんでした。

■ 10月以降の引き落とし額で、調整できないのですか。

日本年金機構との事務手続き上、10月以降の引き落とし額で調整することができません。8月分のみが誤りとなっているため、その差額分の追加納付をお願いするものです。

なお、10月以降の引き落とし額はご案内した通知書通りの金額になります。

■ 年間介護保険料は変わりますか。

6月に送付した決定通知書でお示した年間介護保険料の額に変更はありませんので、ご安心ください。

■ どこで支払えばよいですか。

現金で納付する場合は、大口町介護保険納入通知書に記載の金融機関、役場1階 会計室または健康文化センター1階 長寿ふくし課窓口でお納めください。コンビニ決済及びモバイル決済には対応できませんので、ご協力をお願い致します。

■ 支払いはいつまでにしないといけませんか。

納期限は10月31日（金）となります。

本来であれば、年金からの徴収でお納めいただけたところ、お手間をおかけすることになり、大変申し訳ありません。

介護保険料の納付にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

【お問合せ先】

丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

大口町 長寿ふくし課 介護保険グループ

電話 0587-94-0051